

倍室直三郎編  
訓古物商取締條例  
完

社 区

CZ  
351  
087

157	107	157
-----	-----	-----



第五拾號

古物商取締條

例別冊ノ通制

定シ明治十七

年二月一日ヨ

リ施行ス

右奉

勅旨布告候事

明治十六年十二月廿八日

大政大臣三條實美

内務卿山縣有朋

特53 67

傍訓 古物商取締條例

第一條

古物商トハ 古道具古本

古書畫古着古銅鐵漬金

銀ヲ賣買スル營業者ヲ

云フ

袋物屋小間物屋鼈甲屋

時計屋飾屋箔打屋煙管

屋ニシテ其營業トニ屬ス

ル古物賣買交換スル者

及ビ刀劍商ハ此條例ニ

準據スベシ

第二條



第五拾號

古物商取締條

例別冊ノ通制

定シ明治十七

年二月一日ヨ

リ施行ス

右奉

勅旨布告候事

明治十六年十二月廿八日

大政大臣三條實美

内務卿山縣有朋

特53 67

傍訓古物商取締條例

第一條

古物商トハ古道具古本

古書畫古着古銅鐵漬金

銀ヲ賣買スル營業者ヲ

云フ

袋物屋小間物屋籠甲屋

時計屋飾屋箔打屋煙管

屋ニシテ其營業ニ屬ス

ル古物賣買交換スル者

及ビ刀劍商ハ此條例ニ

準據スベシ

第二條



古物商ハ管轄廳(東京府)  
ハ警視廳ノ免許ヲ受ク  
可シ

第三條

古物商物品ヲ賣買シ又  
ハ交換シタルトキハ警  
察官ニ於テ其物品及ヒ  
賣主讓主ヲ調査シ差支  
ナキ様簿冊ニ記載シ且  
買主讓受主ヲ詳ニスル  
コトヲ得タルトキ之ヲ  
記載スベシ

第四條

身元詳ナラザル者ヨリ  
物品ヲ買取り又ハ交換  
スルコトヲ得ズ  
但身元詳ナル者其証  
人タルトカ又ハ警察  
官若クハ巡查ノ認可  
ヲ受ケタルトキハ此  
限ニアラス

第五條

十五年未滿ノ者白痴風  
癲者尠ビ雇人(雇主ノ  
家ニアル者)ヨリ物品ヲ  
買取り又ハ交換スルコ



トチ得ズ

但父母後見人雇主又

ハ身元詳ナル者其証

人タルトキ此限ニア

ラス

官廳町村學校社寺會

社ノ印章記號アル物

品ハ其賣却シ得ベキ

コトヲ証明スル証人

二名以上アルニ非ラ

ザレバ之ヲ買取リ又

ハ交換スルコトヲ得

ズ

前二項ニ違背シタル

者ハ警察官ノ命ニヨ

リ無代價ニテ物品ヲ

取戻サルコトアルベシ

第六條

古物商ハ營業者タルト

否トチ問ハズ盜財詐欺

所財ノ罪又ハ刑法第三

百九十九條第四百一條

ノ處斷ヲ受ケタル者ヨ

リ物品ヲ買取リ又ハ交

換シ及ビ寄藏スルトキ

ハ警察官ノ許可ヲ受ク



ベシ違フ者ハ一月以上  
三年以下ノ重禁錮又ハ  
三十圓以上三百圓以下  
ノ罰金ニ處ス

第七條

古物商ハ自宅又ハ許可  
チ受タル市場及ビ賣主  
讓主ノ居宅ノ外ニ於テ  
物品チ買取リ又ハ交換  
スルコトヲ得ズ

第八條

刀劍又ハ之ヲ仕込タル  
器具ハ身元詳ナラザル

者及ヒ盜罪賭博ノ處斷  
ヲ受ケタル者ニ賣渡讓  
渡シ又ハ露店及ヒ路傍  
ニ於テ賣渡讓渡スコト  
ヲ得ズ

第九條

古物商物品ヲ他府縣ニ  
通送セントスルトキ又  
ハ他府縣ヨリ受取リタ  
ルトキハ其物品ノ目錄  
ヲ所轄警察署ニ届出ツ  
可シ

警察官ハ時宜ニヨリ荷



ツクリ  
作チ解キ物品ヲ検査シ  
之ヲ差押フルトアルベシ  
但費用ハ届人之チ擔  
當スヘシ

第十條

贓物ノ品觸アルトキハ  
到達シタル年月日時チ  
其品觸寫書ニ附記スベシ

第十一條

品觸到達以後一年内ニ  
類似ノ物品ヲ買取リ又  
ハ交換シ及ビ寄藏シタ  
ルトキ若クハ其以前ニ

之ヲ得タルマ、所持シ

タルトキハ直ニ所轄警

察署ニ届出ツベシ若シ

届出デズシテ其理由チ

辨解スルコト能ハザル

者ハ第六條ノ刑ニ同シ

第十二條

物品ノ賣買交換チ記載

シタル簿冊及ビ品觸寫

書ハ十年間保存スベシ

若シ亡失シタルトキハ

直チニ所轄警察署ニ届

出ツベシ



第十三條

警察官ハ何時タリトモ  
古物商ノ店舗ニ臨ミ物  
品及ビ簿冊ノ検査ヲ爲  
シ時宜ニヨリ其物品ヲ  
差押ヘ又ハ時々簿冊ヲ  
差出サシメ之ヲ検査ス  
ルコトアルベシ古物商  
ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十四條

第二條第三條第四條第  
五條第七條第八條第九  
條第十條第十二條第十

三條第違背者又ハ逆詐偽  
ノ届出ニ爲シタル者ハ  
二圓以上二百圓以下ノ  
罰金ニ處ス

第十五條

第六條第十一條第十四  
條及ビ刑法第三百九十  
九條第四百一條ノ處斷  
ヲ受ケタル古物商ハ管  
轄廳(東京府ハ警視廳)ニ

於テ三月以上三年以下  
ノ特別取締ニ付スルコ  
トヲ得



第十六條

特別取締ニ付セラレタ

ル者ハ尚ホ左ノ項目ニ

從フベシ

一 物品ヲ買取リ又ハ

交換シタルトキハ其

賣主讓主ノ住所氏名

年齢及ビ物品ノ形状

（徽章番號竊柄模様損

所ノ類ヲ云フ）價額年

月日時ヲ簿冊ニ記載

スベシ

二 日出前日没後ハ物

品ヲ買取リ又ハ交換

シ及ビ寄藏スルコト

ヲ得ズ

三 營業者ニアラザル

者ヨリ物品ヲ買取リ

又ハ交換シタルトキ

ハ其物品ヲ原狀ノ儘

五日間保存スベシ

四 物品ヲ賣渡シ又ハ

交換シタルトキハ其

物品ノ形状價額年月

日時ヲ簿冊ニ記載シ

且買主讓受主ノ住所



氏名年齢ヲ知リ得タルトキハ之レヲ記載ス可シ

五 毎月一度物品賣買

交換ノ簿冊ヲ所轄警

察署ニ差出シ其検査

ヲ受クヘシ

六 住所ヲ移轉シ又ハ

旅行シ又ハ他人ヲ宿

泊同居セシメントス

ルトキハ所轄警察署

ノ認可ヲ受クベシ

第十七條

前條ニ違背シタル者ハ

三圓以上三百圓以下ノ

罰金ニ處ス

第十八條

特別取締ニ付セラレタ

ル者第六條第十一條第

十四條第十七條ニ依リ

罰金ニ處セラレタルト

キハ直ニ之ヲ納完セシム

若シ納完セザル者ハ留

置セララルベシ

第十九條

古物商一年内ニ此條例



ヲ再犯シタルトキハ行政ノ  
處分ヲ以テ其營業ヲ禁  
止シ又ハ停止スルコトヲ得

第二十條

此條例ヲ犯シタル者ニ  
ハ刑法ノ數罪俱發ノ例  
ヲ用ヒズ

第二十一條

此條例ヲ犯シテ買取リ  
又ハ交換シタル物品贓  
物ニ係ルモノハ營業者  
ニ依ルト否トヲ問ハス  
警察署ニ於テ之ヲ追徵

シテ被害者ニ還付スベ  
シ若シ被害者シレザル  
トキハ之ヲ領置シ一年  
ノ後官沒ス

第二十二條

商業上ニ付テハ家屬及  
ビ雇人ノ所爲ト雖トモ  
營業者其責ニ任ズベシ

第二十三條

此條例ヲ施行スルノ方法  
細則ハ警視總監府知事  
（東京府）縣令ニ於テ便宜取  
ヲ除ク  
設ケ内務卿ニ届出ベシ



左ノ二ヶ條ハ此條  
例ニ要スルヲ以テ  
附録ス

刑法

第三百九十九條 強竊

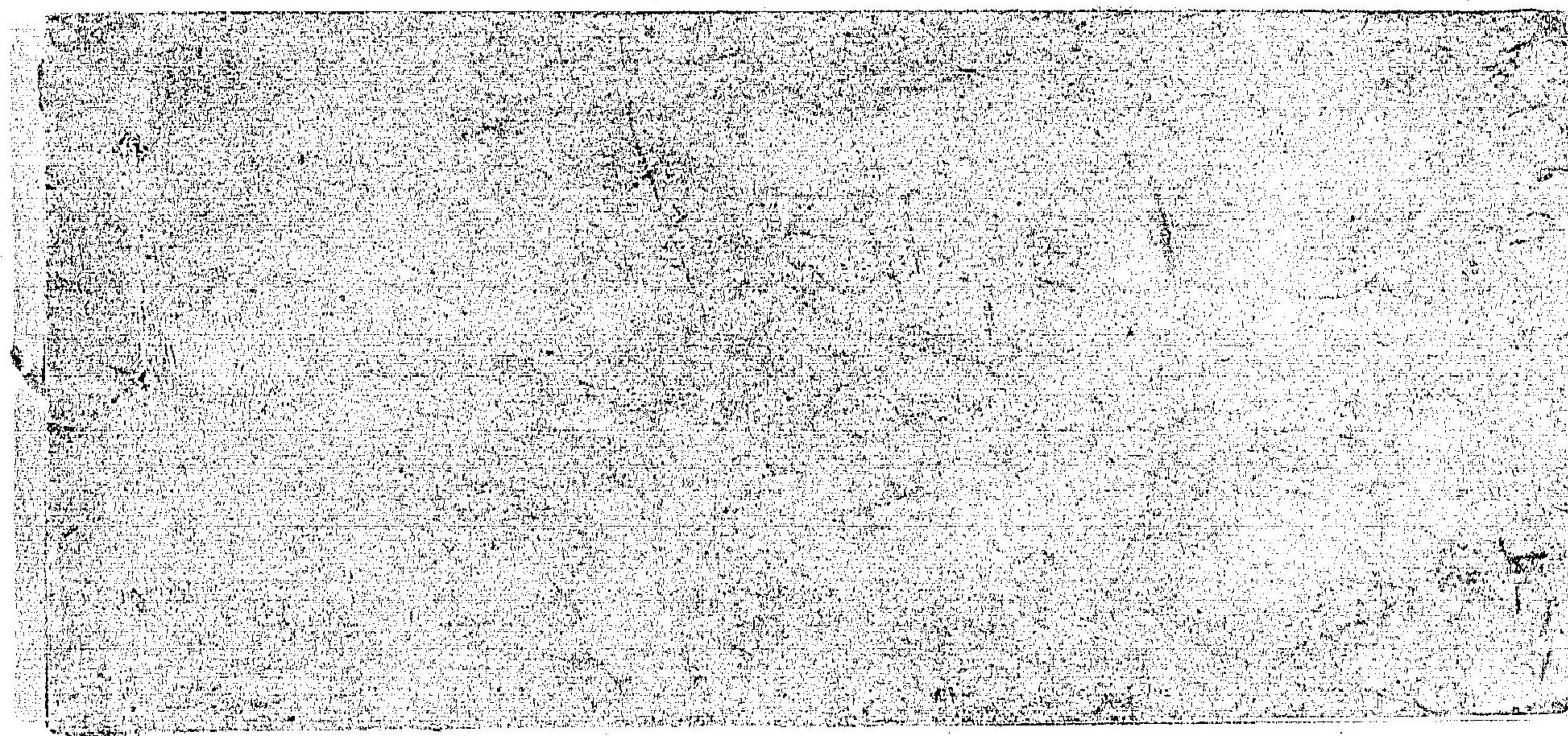
盜ノ贓物ナルヲ知テ  
之ヲ受ケ又ハ寄藏故買  
シ若クハ牙保ヲ爲シタ  
ル者ハ一月以上三年以  
下ノ重禁錮ニ處シ三回  
以上三十回以下ノ罰金  
ヲ附加ス  
第四百一條 詐欺取財  
其他犯罪ニ關シタル物  
件ナルヲ知テ之ヲ受  
ケ又ハ寄藏故買シ若ク  
ハ牙保ヲ爲シタル者ハ  
一年以上一年以下ノ  
重禁錮ニ處シ三回以上  
二十回以下ノ罰金ヲ附  
加ス

明治十七年一月二日御届  
一月廿五日出版 定價五錢

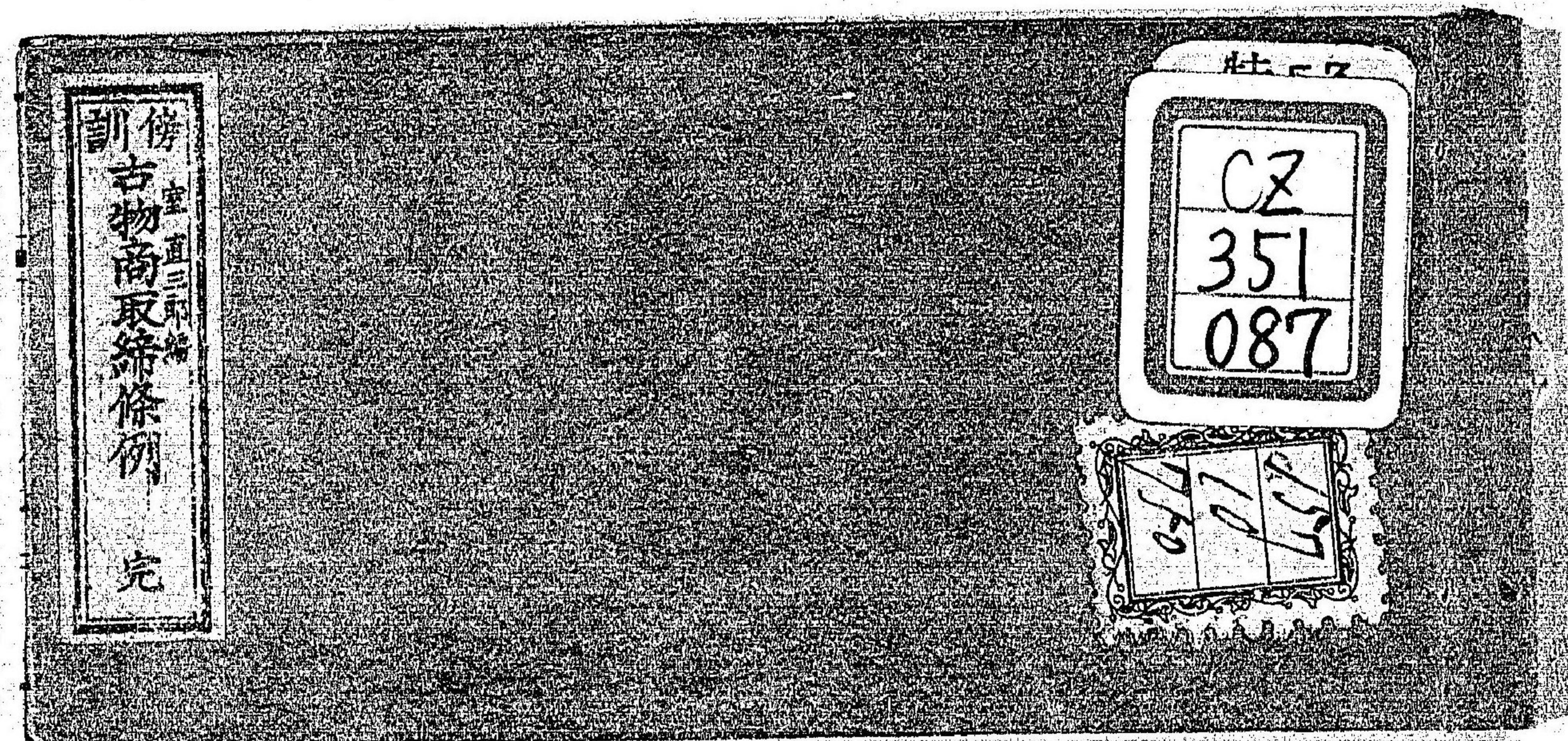
編輯兼 新海縣平民  
出版人 室 直三郎

中領城郡高野町野田









033608-000-7

CZ-351-087

古物商取締條例(傍訓)

室直三郎／編

M17

BBK-0451

